

令和6年 八潮市農業委員会2月総会 議事録

1 開催日 令和6年2月22日(木)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

9番 田中 幸夫

4番 齋藤 富子

10番 松田 淳一

5番 福岡 達則

12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行

13番 関根 幸子

7番 新井 孝美

14番 荻野 透

8番 鈴木 隆

15番 白倉 明久

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出取消の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長	瀧沢 昭仁
係長	清水 茂
主任	五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 それでは、ただいまより八潮市農業委員会2月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございますが、現任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名となっておりますので、定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

三寒四温と申しますか、おとといの暖かい気候から一転して真冬の気候に戻りまして、なかなか体がついていかない状況でございます。皆様も健康には留意させていただきたいと思っております。

冒頭、瀧沢局長の挨拶にもございましたように、荻野委員が大変残念な結果になりました。私どもは一日も早い回復を願って、また元気に一緒に活動できることを願っておりましたが、このような結果になって大変残念に思います。衷心にご冥福をお祈りしたいと思います。

先日、2月7日、埼玉地方協議会視察研修というのがございまして、私と清水係長で参加させていただきました。

まず最初に、千葉の佐倉のキノコ園ですか、そこを視察しまして、シイタケが主なようございまして、シイタケとかキクラゲ、これを菌床で栽培しておりました。シイタケのあれですけれども、シイタケ菌は200種類ぐらいあるみたいです。キノコのおいしさというのは菌によって違うんだと。おいしい菌に当たるとおいしいシイタケができると、こういうふうなことを説明をいただきました。

それから、アクアラインで横浜へ行きまして、横浜の港北区、〇〇〇というビルの中にある植物工場のディスプレイみたいなものですが、そこで栽培しておりますベビーリーフみたいなもの、あるいはエディブルフラワー、キンギョソウを食べました。この会社は植物工場をつかって生産しているというだけじゃなくて、その施設を、その設備を販売したい。そういう意向もございまして、こういうことができるよ、そういうデモンストレーションで

すよね。

それから、おととい、昨日と直売所の関係で伊豆のほうへ視察研修がありました。

おとといは大変天気がよかったですけれども、昨日は雨に遭いまして、どちらかという  
と温泉につかりに行ったようなものでございまして、河津桜ももう葉っぱが見えておりまし  
て、もう今月いっぱいもつかなという状態でした。

最近の直近の出来事はそんな様子でございます。今月は多くの議題があるかと思いますが、  
本日もよろしくご審議をお願いいたします。

#### ○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告を申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 2月総会次第 | A 4 横    |
| ②隣地同意説明経過報告書     | (資料 - 1) |
| ③令和 6 年天気予定      | (資料 - 2) |

こちらは、毎年〇〇市の〇〇会長からいただいているものですが、今年も先ほど紹介しま  
した令和 6 年天気予定になります。〇〇市の〇〇地区における天気予定ということになりま  
すので、こちらを参考に皆様の営農計画にも役立てていただければと思いますので、よろし  
くお願いいたします。

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| ④第 1 8 回川の駅・中川やしお花桃まつり | (チラシ) |
|------------------------|-------|

こちらにつきましては、3月16日、17日の土曜日、日曜日になります。例年開催してい  
るものになりまして、クルージングですとか、いろんなイベント等もございますので、もし  
よろしければお時間があるときにご参加いただければと存じます。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ⑤農業委員会活動記録簿 (2～3月分) | (資料番号なし) |
|---------------------|----------|

以上、資料の漏れ等はないでしょうか。

それでは、資料の確認を終わらせていただきます。

次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、  
総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行を  
お願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任でございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、鈴木新一委員と、それから15番、白倉明久委員にお願いをいたします。

---

### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命でございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

---

### ◎議案第3号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件でございます。

番号1、譲受人、住所・氏名、〇〇〇番〇、〇〇〇、譲渡人、住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容としましては、所有権の贈与となります。譲渡人の〇〇〇さんは譲受人の〇〇〇さんの兄に当たります。申請事由としましては、弟へ贈与し、農業経営の充実を図るということでございます。意思決定の根拠としまして、従事者は〇〇〇氏一人なんですが、10年以上の農作業経験あり、耕運機1台を所有していらっしゃいます。主に自家消費野菜と想定される場所ですが、コマツナ、ダイコン、カブ、ジャガイモ、トマト等、これまでも作付されていたような形跡は顕著に見られるんですけども、そういったものを作付予定ということでございます。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。八潮市役所の〇側の出口を出まして、〇折して〇方向に向かいます。1つ目の〇〇〇の信号を〇折しまして、〇〇〇線になりますが、これをずっと〇〇しまして、〇〇〇1つ手前の丁字型の交差点を〇折して〇〇方向に向かいます。そして、1つ目の信号を〇折して〇〇しますと、〇〇〇通りですが、

〇〇〇を通過した後、〇〇〇道の下の〇〇〇線との交差点に当たりますが、この交差点を〇〇〇方向に〇折しまして、〇〇メートルほど進みますと、地図にございますように黒塗りした〇〇〇線の〇側、このような土地、〇〇平米、そんな広くない土地ですけれども、こちらの場所となります。場所の上の住宅地図のところ〇〇〇さんと書かれておりますが、ここが譲受人の〇〇〇さんの自宅となります。ですから、自宅の前のこのような狭隘の土地で、隣接する農地はない状況です。

現地の様子は参考に、めくっていただいて、後ろの3ページ、ちょうど真ん中辺から南方向と北方向分けて撮った写真なんですけれども、このように恐らく自家消費野菜ではないかなと思うんですけれども、いろいろなものを作付されていた様子がうかがえました。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の12番、石井清巳委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○12番（石井清巳委員） 先週、事務局より調査の依頼がありまして、先週、17日土曜日に〇〇〇家のほうに伺って、〇〇さんと〇〇さんに話を聞いてまいりました。

以前は、〇〇さんの母親が畑のほうをやっていたのですが、高齢になり、その後、〇〇さんのほうがやっておりました。そして、最近になり農地法の改正で土地を持っていなくても農地の取得が可能ということで、〇〇〇さんのほうが、自分が元気なうちに弟さんにこれを譲りたいということで、話を伺ってきました。

現地を見た限りでは、ちゃんと農作物も作っており、草なども少なく、適切に管理されていますので、問題ないかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、石井清巳委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何か質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いをいたします。

ございませんか。よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、挙手にて採決をしたいと思えます。

議案第3号について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いをいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、4ページをお開きください。

まず、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり住宅敷地1件の届出を受理いたしました。

本件は、昨年6月の総会で主たる従事者の証明について審議を行いまして、9月に生産緑地内における行為の制限解除がなされた農地で、このたび住宅敷地の農地転用申請が出されたものです。

続きまして、5ページをお開きください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり住宅敷地2件、共同住宅敷地1件の合計3件の届出を受理いたしました。

最後に、次第の6ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の取消願につきまして、1件受理いたしました。

こちらは、昨年5月に受理を行いましたが、その後売買が成立しなかったため、1月23日付で取消願が提出されました。同時に、先ほどご説明いたしました5ページの報告第2号、番号3で新たに譲受人となったものによる農転の申請が改めて提出されました。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後に質問がありましたらお願いをいたします。総会資料の4ページから6ページでございます。

それでは、お目通しをお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 では、そろそろよろしいですか。何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号と氏名を述べてから発言をお願いをいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

6ページで売買不成立で、これ即日だからいいのかもしれないんですけども、5ページで一番下の同じ土地を〇〇〇というところが買い取ったという、これは別に農業委員会の議決事項じゃないんで、あくまで届出なんで、それは別に問題ないんですかね。

○事務局 別に問題ないです。

6ページのほうが最初に届出されたんですけども、農地を売買するときには、農業委員会の農地転用届出受理通知書が必要なので、その受理通知書を受けて、いざ売買に入ったんですけども、諸事情は分かりませんが、不成立になったということで、取消願ということで、その受理通知書も返却してもらって、新たに届出を出したということで、年に何回かあることです。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

これ、別に取消願とこの5ページの3番の日付、届出の日について同じでいいんですか。

○事務局 同じ日ではなくても、最初に取消してから、その間、別に日数たっても、それは問題ないです。逆はだめですけどね、取り消さないうちから。

○3番（大塚一宏委員） だから、取消しと同時に出してよろしいんですか。

○事務局 同時でも大丈夫です。そういうパターンもありますので。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が1件、依頼事項が1件ございます。

まず、先月の総会で議案第2号の2番の農地法第5条の許可申請認定の際に、隣接地権者への説明が不十分と見られましたので、申請者より再度説明をしていただくようお願いをすることになりましたが、その後の経過につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料-1をご覧ください。

先月の総会で議案第2号の2番ということで、まず1枚めくっていただいて、資料-1の2枚目、こちらの場所を見ていただくと、先月の5条の申請の土地と場所だったなというのを思い出されるかと思うんですけども、こちらのほうで隣接地権者に対する説明が不十分な点が見受けられたので、もう一度その方たちに対して説明をしていただくようお願いしようということになりました。

今の2ページの地図で隣接地権者というのが、この案件の申請地、道路を挟んで南北に2か所に分かれていますけれども、主に南側のほう、南側の申請地の西側、左側に2筆、右側、

東側に1筆、こちらの地権者が対象となります。この間、総会の後、申請者のほうに早速そういう条件が出たことを伝えまして、それに従いまして申請者が3人の地権者にこういったことを説明してきましたよという報告書が、この資料-1になります。対象が3名いらっしゃいまして、人ごとにまとめたものなんですけれども、主な内容は1番目の人のところに書いてあるんですけれども、まず現物の〇〇を持参したそうです。それで、自然由来のもので、特別薬品とか使って〇〇〇するものではないので、有害物質等は存じないことを説明したということでございます。

次に、〇〇とか〇〇〇の堆積高さを現況の地盤より1メートルくらいの平積みとして、日照の妨げとなる門や塀等も設置しませんよということを説明したということです。あと、大雨の際、隣地に雨水が流出しないように、素掘りの貯水槽を適宜設置し、また万が一流出するような事態が生じた場合は、こちら読みますと流出水の水質検査を行うとともに責任をもってその対応する旨を回答したということでございます。

さらに、全員にではないと思うんですけれども、1番の方には譲受人からの誓約書の写しを渡したそうです。この誓約書というのは、農地転用の申請を農業委員会に出すときに添付してもらっている書類の一部で、どういうものかということ、後ろの面になります。この裏面の誓約書というのが、農地転用の申請のとき、毎回申請者のほうには出しているものなんですけれども、恐らく総会でその資料をお見せしたことがないと思いますので、内容をざっと説明しますと、まず農地法5条の許可後は、下記のとおり指示事項の諸制限を堅く厳守し貴職に対し迷惑をかけないことを誓約いたしますという内容で、下記というのが、真ん中辺の〔指示事項〕というところなんですけれども、申請地の埋立ての際、付近農地に悪影響を及ぼさないよう適切な処置をとること。敷地内排水が、付近農地に悪影響を及ぼさないよう適切な処置をとること。3番目は、これは工場の場合のことなので、参考に後で見ただければと思います。4番目として、被害発生又は紛争が生じた場合は、これらの保証・解決について一切の責任を負担すること、これらのことを誓約しますということで、出しているもので、もし何かありましたら、この誓約書を元に対応していただくというような形で、農転の申請を受け付けているところでございます。以上がその後の経過報告になります。その後、こういった対応があったことを埼玉県のほうにも伝えまして、先日許可が下りました。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。では、12番、石井清巳委員。

○12番（石井清巳委員） これ、誓約書の2筆となっているのは、〇〇と〇〇の両方ということなんですか。

○事務局 他2筆なんで、合計3筆。今、資料-1の2枚目見ていただいて、グレーのところ、ここが申請地なので。

○12番（石井清巳委員） この誓約書が〇〇も一緒に含まれているということなんですか。

○事務局 そうです。

○12番（石井清巳委員） 日付的には前だけれどもね。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、次に農業委員会の慶弔費について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 （慶弔費の徴収について説明）

○議長 よろしいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 じゃ、慶弔費のほうはそのように処理させていただきます。

以上で次第7のその他は終了となります。

最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回、3月総会につきましては、令和6年3月22日金曜日、午後2時より、本日と同じ、この会議室3-4で開催いたします。3月も少し早めの22日の開催となりますので、ご注意ください。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局より3月の農業委員会総会のご案内がございましたが、それでは最後に皆様から全体を通しまして、何かありましたらお願いをいたします。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

農業委員さんが一人欠けたということで、ちょっと事務局さんにもお尋ねしたいんですけども、補充という形という考え方でよろしいですよ。

○議長 局長。

○事務局長 複数の人、報告してありますので、これからの補充につきましてはもう一度改めて補充することができるという規定でございますので、それについて確認をして、そのまま補充ができるような状況ですと、一応予定としましては、9月議会にかけるような形で予定委員の補充につきましては、条例等に定められてございますので、同じように、推薦、公募等させていただいて、広く皆様から募集をさせていただきますので。

○3番（大塚一宏委員） 普通というか、今までどおり公募のやり方で、それで補充という形

でやるわけでしょう。

○事務局長 そうです。同じ手順でございまして、最終的には議会の承認を得てという形になりますので。

○3番(大塚一宏委員) 市長任命という形で。

○事務局長 そうです。

—— 委員より意見あり ——

○事務局長 また、ホームページや広報「やしお」で、誰もが分かるように1か月ぐらいの期間を設けて、推薦、または公募、その期間を設けないといけませんので、それを受けて議会にかけて、9月の議会です。

○議長 農業委員活動ができるのは。

○事務局長 9月からです。

9月議会の後に9月の総会があるので、そこで任命ができて。

—— 委員より意見あり ——

○議長 そのときはそのときで、なったときにね。

ほかにございますか。なければあれですけれども。

瀧沢局長。

○事務局長 事務局から連絡になります。

毎年この時期にお伝えしていることなのですが、総会資料など個人情報が含まれました書類が家にある場合につきましては、一歩間違えると大変なことになってしまいます。総会のお持ちいただければ、こちらで処分させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。

もし、万一家に個人情報等の記載されたものがありましたら、役所のほうに持参して処分していただけるようお願いいたします。

ほかになければ、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力いただきまして、短時間で終わりました。ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございます。

それでは、閉会のことばを鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○**会長代理（鈴木新一委員）**　今回は議案が少なめで、ちょっと早く終わって、このところ気温の上下が激しくて、明日も午前中、降雪があるような予報が出ていますので、体調に留意されて、また元気な姿で次回会えればと思います。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。

○**事務局長**　ありがとうございました。

これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

閉会　午後２時３８分